

別紙（東京電力パワーグリッド株式会社 管内）

## 1. 本別紙の適用エリア

この別紙は次の地域に適用します。

栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）

## 2. 料金計算方法

A) 次項3（1）～（13）の電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金－⑤割引額

①基本料金＝最低料金（次項3（1）の場合）

基本料金＝基本料金単価×契約容量

※ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

②電力量料金＝電力量料金単価×使用量

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用量

⑤ 割引額＝（①＋②＋③）×割引率

B) 次項3（14）～（16）の電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金－⑤割引額

① 基本料金＝基本料金単価×契約容量

※ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

②電力量料金＝電力量料金単価×使用量

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用量

⑤割引額＝（①＋②＋③）×割引率

C) 次項3（17）の電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金－⑤割引額

①基本料金＝基本料金単価×契約電力×力率割引

※ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

②電力量料金＝電力量料金単価×使用量

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用量

⑤割引額＝（①＋②＋③）×割引率

## 3. 契約種別、料金単価等

以下の契約種別については、技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には、ご契約をお断りする場合がございます。

ざいます。

## (1) 従量電灯 A

### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(a)使用する最大電流が5 アンペア以下であること。

(b)定額電灯を適用できないこと。

### ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。

### ハ 契約電流

契約電流は、5 アンペアといたします。

### ニ 料金単価（税込）

|       |                    |            |
|-------|--------------------|------------|
| 最低料金  | 1 契約につき最初の 8kWh まで | 235 円 84 銭 |
| 電力量料金 | 上記を超える 1kWh につき    | 19 円 88 銭  |

### ホ 割引率

割引率は 1 0 % とします

## (2) 従量電灯 B

### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(a)契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

### ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

### ハ 契約電流

契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

### ニ 料金単価（税込）

|      |     |      |            |
|------|-----|------|------------|
| 基本料金 | 10A | 1 契約 | 286 円 00 銭 |
|      | 15A |      | 429 円 00 銭 |
|      | 20A |      | 572 円 00 銭 |
|      | 30A |      | 858 円 00 銭 |

|       |               |      |              |
|-------|---------------|------|--------------|
|       | 40A           |      | 1,144 円 00 銭 |
|       | 50A           |      | 1,430 円 00 銭 |
|       | 60A           |      | 1,716 円 00 銭 |
| 電力量料金 | ～120kWh       | 1kWh | 19 円 88 銭    |
|       | 121kWh～300kWh | 1kWh | 26 円 48 銭    |
|       | 301kWh～       | 1kWh | 30 円 57 銭    |

#### ホ 最低月額料金

ニによって算定された基本料金と電力料金との合計が次の金額を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の金額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計と致します。

|         |            |
|---------|------------|
| 1 契約につき | 235 円 84 銭 |
|---------|------------|

#### ヘ 割引率

割引率は 10%とします

### (3) 従量電灯C

#### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a)契約容量が 6 キロボルトアンペア以上、かつ、原則として 50 キロワット未満であること。

(b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

#### ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

#### ハ 契約容量

契約容量は、当社とご契約する直前のご契約容量、もしくは、一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。なお、本約款 3 条（12）最大需要電力をもとに契約容量を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が 12 ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約容量と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が 12 ヶ月を超える時は、直近 1 年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

#### ニ 料金単価

|       |                     |      |            |
|-------|---------------------|------|------------|
| 基本料金  | 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 1kVA | 286 円 00 銭 |
| 電力量料金 | ～120kWh             | 1kWh | 19 円 88 銭  |
|       | 121kWh～300kWh       | 1kWh | 26 円 48 銭  |
|       | 301kWh～             | 1kWh | 30 円 57 銭  |

#### ホ 割引率

割引率は10%とします

#### (4) スタンダード S

##### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします）が50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

##### ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

##### ハ 契約電流

契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

##### ニ 料金単価（税込）

|       |               |      |              |
|-------|---------------|------|--------------|
| 基本料金  | 10A           | 1 契約 | 286 円 00 銭   |
|       | 15A           |      | 429 円 00 銭   |
|       | 20A           |      | 572 円 00 銭   |
|       | 30A           |      | 858 円 00 銭   |
|       | 40A           |      | 1,144 円 00 銭 |
|       | 50A           |      | 1,430 円 00 銭 |
|       | 60A           |      | 1,716 円 00 銭 |
| 電力量料金 | ～120kWh       | 1kWh | 19 円 88 銭    |
|       | 121kWh～300kWh | 1kWh | 26 円 46 銭    |
|       | 301kWh～       | 1kWh | 30 円 57 銭    |

##### ホ 最低月額料金

ニによって算定された基本料金と電力料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計と致します。

|         |            |
|---------|------------|
| 1 契約につき | 235 円 84 銭 |
|---------|------------|

##### ヘ 割引率

割引率は10%とします

#### (5) スタンダード L

##### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (a)契約容量が6キロボルトアンペア以上、かつ、原則として50キロワット未満であること。
- (b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、当社とご契約する直前のご契約容量、もしくは、一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。なお、本約款3条（12）最大需要電力をもとに契約容量を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が12ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約容量と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が12ヶ月を超える時は、直近1年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

ニ 料金単価

|       |                   |      |         |
|-------|-------------------|------|---------|
| 基本料金  | 契約容量1キロボルトアンペアにつき | 1kVA | 286円00銭 |
| 電力量料金 | ～120kWh           | 1kWh | 19円88銭  |
|       | 121kWh～300kWh     | 1kWh | 26円46銭  |
|       | 301kWh～           | 1kWh | 30円57銭  |

ホ 割引率

割引率は10%とします

（6）スマートライフプラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a)契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします）が50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただ

し、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

#### ハ 契約電流

契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

#### ニ 季節区分、平日休日区分および時間帯区分

##### (a) 季節区分は次のとおりとします

###### ① 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます

###### ② 冬季

毎年 1 月 1 日から 2 月 28 日までの期間（閏年の場合は 2 月 29 日までの期間）、および、12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間をいいます

###### ③ その他季

夏季および冬季以外の期間をいいます

##### (b) 平日休日区分は次のとおりとします

###### ① 平日

以下②にいう休日以外の日をいいます

###### ② 休日

土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日

##### (c) 時間帯区分は次のとおりとします

###### ① ピーク時間

夏季の平日における毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます

###### ② オフピーク時間

毎日午前 7 時から午後 11 時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間を除きます。

###### ③ 深々夜時間

毎日午前 1 時から午前 6 時までの時間をいいます

###### ④ 夜間時間

ピーク時間、オフピーク時間および深々夜時間以外の時間をいいます

#### ホ 料金単価（税込）

|       |                 |      |            |
|-------|-----------------|------|------------|
| 基本料金  | 契約電力 1 キロワットにつき | 1kW  | 450 円 00 銭 |
| 電力量料金 | ピーク時間           | 1kWh | 25 円 33 銭  |
|       | オフピーク時間         | 1kWh | 25 円 33 銭  |
|       | 深々夜時間           | 1kWh | 17 円 46 銭  |
|       | 夜間時間            | 1kWh | 25 円 33 銭  |

#### ヘ 最低月額料金

ニによって算定された基本料金と電力料金との合計が次の金額を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の金額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計と致します。

|         |            |
|---------|------------|
| 1 契約につき | 231 円 55 銭 |
|---------|------------|

#### ト 割引率

割引率は 10 % とします

## (7) スマートライフ S

### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

### ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

### ハ 契約電流

契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

### ニ 季節区分、平日休日区分および時間帯区分

#### (d) 季節区分は次のとおりとします

##### ① 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます

##### ② 冬季

毎年 1 月 1 日から 2 月 28 日までの期間（閏年の場合は 2 月 29 日までの期間）、および、12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間をいいます

##### ③ その他季

夏季および冬季以外の期間をいいます

#### (e) 平日休日区分は次のとおりとします

##### ① 平日

以下②にいう休日以外の日をいいます

##### ② 休日

土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日

#### (f) 時間帯区分は次のとおりとします

##### ① ピーク時間

夏季の平日における毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます

##### ② オフピーク時間

毎日午前 7 時から午後 11 時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間を除きます。

##### ③ 深々夜時間

毎日午前 1 時から午前 6 時までの時間をいいます

##### ④ 夜間時間

ピーク時間、オフピーク時間および深夜時間以外の時間をいいます

ホ 料金単価（税込）

|       |         |      |              |
|-------|---------|------|--------------|
| 基本料金  | 10A     | 1 契約 | 286 円 00 銭   |
|       | 15A     |      | 429 円 00 銭   |
|       | 20A     |      | 572 円 00 銭   |
|       | 30A     |      | 858 円 00 銭   |
|       | 40A     |      | 1,144 円 00 銭 |
|       | 50A     |      | 1,430 円 00 銭 |
|       | 60A     |      | 1,716 円 00 銭 |
| 電力量料金 | ピーク時間   | 1kWh | 25 円 80 銭    |
|       | オフピーク時間 | 1kWh | 25 円 80 銭    |
|       | 深夜時間    | 1kWh | 17 円 78 銭    |
|       | 夜間時間    | 1kWh | 25 円 80 銭    |

ヘ 最低月額料金

ニによって算定された基本料金と電力料金との合計が次の金額を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の金額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計と致します。

|         |            |
|---------|------------|
| 1 契約につき | 235 円 84 銭 |
|---------|------------|

ト 割引率

割引率は 10 % とします

(8) スマートライフ L

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(a) 契約電流が 6 キロボルトアンペア以上であること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a) に該当し、かつ、(b) の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値といたします。なお、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

ニ 季節区分、平日休日区分および時間帯区分

(a) 季節区分は次のとおりとします



① 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます

② 冬季

毎年1月1日から2月28日までの期間（閏年の場合は2月29日までの期間）、および、12月1日から12月31日までの期間をいいます

③ その他季

夏季および冬季以外の期間をいいます

(b) 平日休日区分は次のとおりとします

① 平日

以下②にいう休日以外の日をいいます

② 休日

土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日

(c) 時間帯区分は次のとおりとします

① ピーク時間

夏季の平日における毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます

② オフピーク時間

毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間を除きます。

③ 深々夜時間

毎日午前1時から午前6時までの時間をいいます

④ 夜間時間

ピーク時間、オフピーク時間および深々夜時間以外の時間をいいます

ホ 料金単価（税込）

|       |                     |      |            |
|-------|---------------------|------|------------|
| 基本料金  | 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき | 1kVA | 286 円 00 銭 |
| 電力量料金 | ピーク時間               | 1kWh | 25 円 80 銭  |
|       | オフピーク時間             | 1kWh | 25 円 80 銭  |
|       | 深々夜時間               | 1kWh | 17 円 78 銭  |
|       | 夜間時間                | 1kWh | 25 円 80 銭  |

ヘ 割引率

割引率は10%とします

(9) 夜トク8

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを1キロワットとみなします）が50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

#### ハ 契約電力

契約電力（キロワット）は、その 1 月の最大需要電力（託送約款等に定める接続供給電力の最大値をいいます。）と前 11 月（特別の事情がある場合は、前 11 月以内でお客様との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。

なお、契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で支社ご入いたします。ただし、算定された値が 0.5 キロワット以下となる場合は、契約電力を 0.5 キロワットとします。

#### ニ 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりとします。

##### (a) 昼間時間

毎日午前 7 時から午後 11 時までの時間をいいます。

##### (b) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

#### ホ 料金単価（税込）

|       |                 |      |            |
|-------|-----------------|------|------------|
| 基本料金  | 契約容量 1 キロワットにつき | 1kW  | 214 円 50 銭 |
| 電力量料金 | 昼間時間            | 1kWh | 32 円 74 銭  |
|       | 夜間時間            | 1kWh | 21 円 16 銭  |

#### ヘ 最低月額料金

ホによって算定された基本料金と電力料金との合計が次の金額を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の金額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計と致します。

|         |            |
|---------|------------|
| 1 契約につき | 235 円 84 銭 |
|---------|------------|

#### ト 割引率

割引率は 10 % とします

### (10) 夜トク 1 2

#### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a) に該当し、かつ、(b) の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

#### ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

## ハ 契約電力

契約電力（キロワット）は、その 1 月の最大需要電力（託送約款等に定める接続供給電力の最大値をいいます。）と前 11 月（特別の事情がある場合は、前 11 月以内でお客様との協議により定めた期間とすることがあります。）の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。

なお、契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で支社ご入いたします。ただし、算定された値が 0.5 キロワット以下となる場合は、契約電力を 0.5 キロワットとします。

## ニ 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりとします。

### (a) 昼間時間

毎日午前 9 時から午後 9 時までの時間をいいます。

### (b) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

## ホ 料金単価（税込）

|       |                 |      |            |
|-------|-----------------|------|------------|
| 基本料金  | 契約容量 1 キロワットにつき | 1kW  | 214 円 50 銭 |
| 電力量料金 | 昼間時間            | 1kWh | 34 円 39 銭  |
|       | 夜間時間            | 1kWh | 22 円 97 銭  |

## ヘ 最低月額料金

ホによって算定された基本料金と電力料金との合計が次の金額を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の金額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計と致します。

|         |            |
|---------|------------|
| 1 契約につき | 235 円 84 銭 |
|---------|------------|

## ト 割引率

割引率は 10 % とします

## (11) ピーク抑制型季節別時間帯別電灯

### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、はかつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a) に該当し、かつ、(b) の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

### ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

## ハ 契約容量

契約容量は、従量電灯 C に準じて定めます。

## ニ 季節区分および時間帯区分

- (a) 季節区分は、次のとおりとします。

① 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

② その他季

毎年1月1日から6月30日および10月1日から12月31日までの期間をいいます。

(b) 時間帯区分は、次のとおりとします。

① ピーク時間

夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。

② 昼間時間

毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間を除きます。

③ 夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

ホ 料金単価（税込）

(a) 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

|       |        |      |           |
|-------|--------|------|-----------|
| 基本料金  | 1契約につき | 1契約  | 1,320円00銭 |
| 電力量料金 | ピーク時間  | 1kWh | 55円78銭    |
|       | 昼間時間   | 1kWh | 29円62銭    |
|       | 夜間時間   | 1kWh | 12円48銭    |

(b) 契約容量が7キロボルトアンペア以上の場合

|       |                  |      |           |
|-------|------------------|------|-----------|
| 基本料金  | 1契約につき最初の10kVAまで | 1契約  | 2,200円00銭 |
|       | 上記をこえる1kVAにつき    | 1kVA | 286円00銭   |
| 電力量料金 | ピーク時間            | 1kWh | 55円78銭    |
|       | 昼間時間             | 1kWh | 29円62銭    |
|       | 夜間時間             | 1kWh | 12円48銭    |

ヘ 通電制御型夜間蓄熱式聞き割引額

割引額については、東電エナジーパートナー株式会社のピーク抑制型季節別時間帯別電灯（選択約款）によります。

ト 割引率

割引率は3%とします

(12) プレミアムS

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(a) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします）が50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ニ 料金単価（税込）

|       |         |         |              |
|-------|---------|---------|--------------|
| 基本料金  | 10A     | 1 契約    | 286 円 00 銭   |
|       | 15A     |         | 429 円 00 銭   |
|       | 20A     |         | 572 円 00 銭   |
|       | 30A     |         | 858 円 00 銭   |
|       | 40A     |         | 1,144 円 00 銭 |
|       | 50A     |         | 1,430 円 00 銭 |
|       | 60A     |         | 1,716 円 00 銭 |
| 電力量料金 | 定額料金    | ～400kWh | 9,879 円 63 銭 |
|       | 401kWh～ | 1kWh    | 29 円 58 銭    |

ホ 最低月額料金

ニによって算定された基本料金と電力料金との合計が次の金額を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の金額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計と致します。

|         |            |
|---------|------------|
| 1 契約につき | 235 円 84 銭 |
|---------|------------|

ヘ 割引率

割引率は 10 % とします

(13) プレミアム L

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上、かつ、原則として 50 キロワット未満であること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a) に該当し、かつ、(b) の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、当社とご契約する直前のご契約容量、もしくは、一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。なお、本約款3条（12）最大需要電力をもとに契約容量を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が12ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約容量と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が12ヶ月を超える時は、直近1年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

## ニ 料金単価

|       |                   |        |           |
|-------|-------------------|--------|-----------|
| 基本料金  | 契約容量1キロボルトアンペアにつき | 1kVA   | 286円00銭   |
| 電力量料金 | 定額料金              | 400kWh | 9,879円63銭 |
|       | 401kWh～           | 1kWh   | 29円58銭    |

## ホ 割引率

割引率は10%とします

## （14）時間帯別電灯[夜間8時間型]

### イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

### ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

### ハ 契約容量

契約容量については、東電エナジーパートナー株式会社の時間帯別電灯[夜間8時間型]（選択約款）によります。

## ニ 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりとします。

### (a) 昼間時間

毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。

### (b) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

## ホ 料金単価（税込）

### (a)契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

|       |        |              |      |           |
|-------|--------|--------------|------|-----------|
| 基本料金  | 1契約につき |              | 1契約  | 1,320円00銭 |
| 電力量料金 | 昼間時間   | ～90kWhまで     | 1kWh | 24円34銭    |
|       |        | 91kWh～230kWh | 1kWh | 32円43銭    |

|  |  |         |      |           |
|--|--|---------|------|-----------|
|  |  | 231kWh～ | 1kWh | 37 円 45 銭 |
|  |  | 夜間時間    | 1kWh | 12 円 48 銭 |

(b)契約容量が7キロボルトアンペア以上の場合

|       |                     |              |      |              |
|-------|---------------------|--------------|------|--------------|
| 基本料金  | 1 契約につき最初の 10kVA まで |              | 1 契約 | 2,200 円 00 銭 |
|       | 上記をこえる 1kVA につき     |              | 1kVA | 286 円 00 銭   |
| 電力量料金 | 昼間時間                | ～ 90kWh まで   | 1kWh | 24 円 34 銭    |
|       |                     | 91kWh～230kWh | 1kWh | 32 円 43 銭    |
|       |                     | 231kWh～      | 1kWh | 37 円 45 銭    |
|       | 夜間時間                |              | 1kWh | 12 円 48 銭    |

へ 通電制御型夜間蓄熱式割引額等

割引額については、東電エナジーパートナー株式会社の時間帯別電灯[夜間 8 時間型]（選択約款）によります。

ト 最低月額料金

ホによって算定された基本料金と電力料金との合計からへによって算定された割引額を差し引いて得た金額が次の金額を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の金額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計と致します。

|         |            |
|---------|------------|
| 1 契約につき | 330 円 44 銭 |
|---------|------------|

チ 割引率

割引率は 3 %とします

(15) 時間帯別電灯[夜間 10 時間型]

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(a)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量については、東電エナジーパートナー株式会社の時間帯別電灯[夜間 8 時間型]（選択約款）によります。

ニ 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりとします。

(a) 昼間時間

毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

(b) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

ホ 料金単価（税込）

(a) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

|       |         |              |      |              |
|-------|---------|--------------|------|--------------|
| 基本料金  | 1 契約につき |              | 1 契約 | 1,320 円 00 銭 |
| 電力量料金 | 昼間時間    | ～ 80kWh まで   | 1kWh | 26 円 49 銭    |
|       |         | 81kWh～200kWh | 1kWh | 35 円 29 銭    |
|       |         | 201kWh～      | 1kWh | 40 円 75 銭    |
|       | 夜間時間    |              | 1kWh | 12 円 73 銭    |

(b) 契約容量が 7 キロボルトアンペア以上の場合

|       |                     |              |      |              |
|-------|---------------------|--------------|------|--------------|
| 基本料金  | 1 契約につき最初の 10kVA まで |              | 1 契約 | 2,200 円 00 銭 |
|       | 上記をこえる 1kVA につき     |              | 1kVA | 286 円 00 銭   |
| 電力量料金 | 昼間時間                | ～ 80kWh まで   | 1kWh | 26 円 49 銭    |
|       |                     | 81kWh～200kWh | 1kWh | 35 円 29 銭    |
|       |                     | 201kWh～      | 1kWh | 40 円 75 銭    |
|       | 夜間時間                |              | 1kWh | 12 円 73 銭    |

ヘ 通電制御型夜間蓄熱式割引額等

割引額については、東電エナジーパートナー株式会社の時間帯別電灯[夜間 10 時間型]（選択約款）によります。

ト 最低月額料金

ホによって算定された基本料金と電力料金との合計からヘによって算定された割引額を差し引いて得た金額が次の金額を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の金額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計と致します。

|         |            |
|---------|------------|
| 1 契約につき | 330 円 44 銭 |
|---------|------------|

チ 割引率

割引率は 3 %とします

(16) 季節別時間帯別電灯

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(a) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単



相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

#### ハ 契約容量

契約容量については、東電エナジーパートナー株式会社の季節別時間帯別電灯（選択約款）によります。

#### ニ 季節区分および時間帯区分

(a)季節区分は、次のとおりとします。

##### ① 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

##### ② その他季

毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日および 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間をいいます。

(b) 時間帯区分は、次のとおりとします。

##### ① ピーク時間

毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。

##### ② オフピーク時間

毎日午前 7 時から午前 10 時までの時間および毎日午後 5 時から午後 11 時までの時間をいいます。

##### ③ 夜間時間

ピーク時間およびオフピーク時間以外の時間をいいます。

#### ホ 料金単価（税込）

(a)契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

| 基本料金  | 1 契約につき |        | 1 契約 | 1,320 円 00 銭 |
|-------|---------|--------|------|--------------|
| 電力量料金 | ピーク時間   | 夏季料金   | 1kWh | 39 円 44 銭    |
|       |         | その他季料金 | 1kWh | 32 円 32 銭    |
|       | オフピーク時間 |        | 1kWh | 26 円 49 銭    |
|       | 夜間時間    |        | 1kWh | 12 円 48 銭    |

(b)契約容量が 7 キロボルトアンペア以上の場合

| 基本料金  | 1 契約につき最初の 10kVA まで |        | 1 契約 | 2,200 円 00 銭 |
|-------|---------------------|--------|------|--------------|
|       | 上記をこえる 1kVA につき     |        | 1kVA | 286 円 00 銭   |
| 電力量料金 | ピーク時間               | 夏季料金   | 1kWh | 39 円 44 銭    |
|       |                     | その他季料金 | 1kWh | 32 円 32 銭    |
|       | オフピーク時間             |        | 1kWh | 26 円 49 銭    |
|       | 夜間時間                |        | 1kWh | 12 円 48 銭    |

#### ヘ 通電制御型夜間蓄熱式割引額等

割引額については、東電エナジーパートナー株式会社の季節別時間帯別電灯（選択約款）によります。

#### ト 最低月額料金

ホによって算定された基本料金と電力料金との合計からヘによって算定された割引額を差し引いて得た金額が次の金額を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の金額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計と致します。

|         |
|---------|
| 1 契約につき |
|---------|

|            |
|------------|
| 330 円 44 銭 |
|------------|

#### チ 割引率

割引率は3%とします

## (17) 低圧電力

### イ 適用範囲

動力を使用する需要で、以下のいずれにも該当する需要に適用いたします。

(a) 契約電力が、原則として50キロワット未満であること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

(c) 1 年間の使用電力量が(契約電力×1,000)kWh 以下であること。

### ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

### ハ 契約電力

契約容量は、当社に電力会社を切り替える場合は、原則、当社から電力の供給を行う直前のご契約容量とします。なお、新たにご契約を開始する場合は一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。

### ニ 料金単価

|       |               |      |              |
|-------|---------------|------|--------------|
| 基本料金  | 契約電力1キロワットにつき | kW   | 1,122 円 00 銭 |
| 電力量料金 | 7月1日～9月30日    | 1kWh | 17 円 37 銭    |
|       | 上記以外          | 1kWh | 15 円 80 銭    |

### ホ 割引率

割引率は2%とします。

### ヘ その他

変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。